

議会『村議会に』紀行『聞こう』

村民の皆さまからよく聞かれる疑問に答えてみました。

村議会 & 村会議員のしごと

議案撤回とは？

こん前の議会で
議案ば撤回しなつたばってん、
どぎゃんこつな？

『撤回』とは、正規の手続きによって提出された上程議案を提出者（以下、「村長」という。）側に取り戻し、最初から提出しなかったことと同じ状態にすることをいいます。

提出された議案は、議会に支配権が移ります。会議規則には、「会議の議題となった事件を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない」と規定されています。

正規の手続きを経た上程予定議案は、本会議前（本村では約10～14日前）に開催される議会運営委員会（以下、「議運」という。）で審議されます。議運は、円滑な議会の運営を期すための協議、意見調整を図る場として設置された委員会です。その中で、執行部側から各議案の説明があり、何もなければ議案として認められ、本会議へと上程されます。

今回のように本会議に上程された議案を撤回しようとするときは、村長はまず議長宛に「議案撤回請求」を提出することになります。その後、本会議で撤回理由の説明を行い、それを議長は会議に諮り、撤回の許否を決定することとなります。

一方で、議会開会前に村長から、議案の「取り下げ」をお願いすることも可能です。議運終了後に何らかの不都合や緊急的に取り下げしなくてはならない必要性などがあつた場合、村長は議会初日が開議される前までに、再度議運の開催をお願いするなどして、「取り下げ」したい旨の申し出を行うと、その議案は取り下げが可能となります。

しかしながら、当初、上程することを認められた議案を取り下げる訳ですから、その場合はそれ相当の説明理由が求められます。

なお、「取り下げ」、「撤回」した議案は再び提出することができます。